

別紙 母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>オ 都道府県が行う健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>（削除）</p> <p>4～15 （略）</p>	<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う健やかな妊娠等サポート事業</p> <p>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>4～15 （略）</p>

新					旧				
別表1～2 (略) 別表3					別表1～2 (略) 別表3				
1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	母子保健 衛生費国 庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	結核児童 日用品費 等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健 衛生費補 助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	<u>1 都道府県あたり 15,900,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>15,900,000円×事業月数/12</u> とする。	子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	母子保健 衛生費補 助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	<u>子どもの心の診療拠点病院</u> <u>1か所につき 16,100,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>16,100,000円×事業月数/12</u> とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	療育指導事業	(略)	(略)	(略)		療育指導事業	(略)	(略)	(略)
	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) <u>113,900円×実施月数</u> <u>ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は68,700円×実施月数を加算。</u>	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1		生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 101,300円×実施月数	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1

	<p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,507,000円</p>		
不妊に悩む方への特定治療支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 助成費 特定不妊治療 150,000円×実施件数</p> <p>2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数</p>	不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
健やかな妊娠等サポート事業	(略)	(略)	(略)

(削除)

	<p>3 不妊専門相談センター事業 (相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p>		
特定不妊治療費助成事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 助成費 特定不妊治療 150,000円×実施件数</p> <p>2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円 (2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数</p>	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
健やかな妊娠等サポート事業	(略)	(略)	(略)
妊産婦ケアセンター運営事業	<p>1 施設あたり、次により算出された額</p> <p>利用者の宿泊定員10人以上 42,000,000円 ※定員が10人未満の場合は、定員1人当たり4,000,000円を減額する。 ※最低定員は5人とする。 ※事業期間が1年に満たない場合は、 42,000,000円×事業月数/12とする。</p>	妊産婦ケアセンター事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1

新

別紙様式第1 (略)
 別紙様式第2 (略)
 様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名				
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	不妊に悩む方への特定治療支援事業			
	健やかな妊娠等サポート事業			
	小 計			
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

旧

別紙様式第1 (略)
 別紙様式第2 (略)
 様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名				
区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小 計			
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

新

様式3 国庫補助金所要額調

種 目	都道府県（政令市・特別区）名					
	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円
子どもの心の診療ネットワーク事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
不妊に悩む方への特定治療支援事業						
健やかな妊娠等サポート事業						
合 計						

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・ 交付要綱4（交付額の算定方法）(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・ 「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

旧

様式3 国庫補助金所要額調

種 目	都道府県（政令市・特別区）名					
	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・ 交付要綱4（交付額の算定方法）(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・ 「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

別紙様式第3 (略)

様式1～2 (略)

様式3 国庫補助金精算額調

新

種 目	都道府県(政令市・特別区)名					
	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療ネットワーク事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
不妊に悩む方への特定治療支援事業						
健やかな妊娠等サポート事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

別紙様式第4 (略)

別紙様式第3 (略)

様式1～2 (略)

様式3 国庫補助金精算額調

旧

種 目	都道府県(政令市・特別区)名					
	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
	円	円	円	円	円	円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

別紙様式第4 (略)